



氷川参道の歩行者専用化事業に日頃よりご協力いただきありがとうございます。
ございます。

このたび、氷川緑道西通線（南区間）の相互通行化に合わせ、氷川参道一部区間の歩行者専用化を実施いたします。

これらにつきまして、皆様よりいくつかお問い合わせをいただきましたので、本号でご紹介させていただきます。

Q.氷川参道を車で通行できなくなる日程と場所を教えてください。

A.氷川参道一部区間の歩行者専用化は、平成31年4月25日（木）午前11時より実施されます。実施区間は南大通東線から北に2つ目の十字路交差点までです。

Q.山丸公園の交差点は車で東西に横断できますか。

A.はい、可能です。細心の注意を払ってご通行ください。

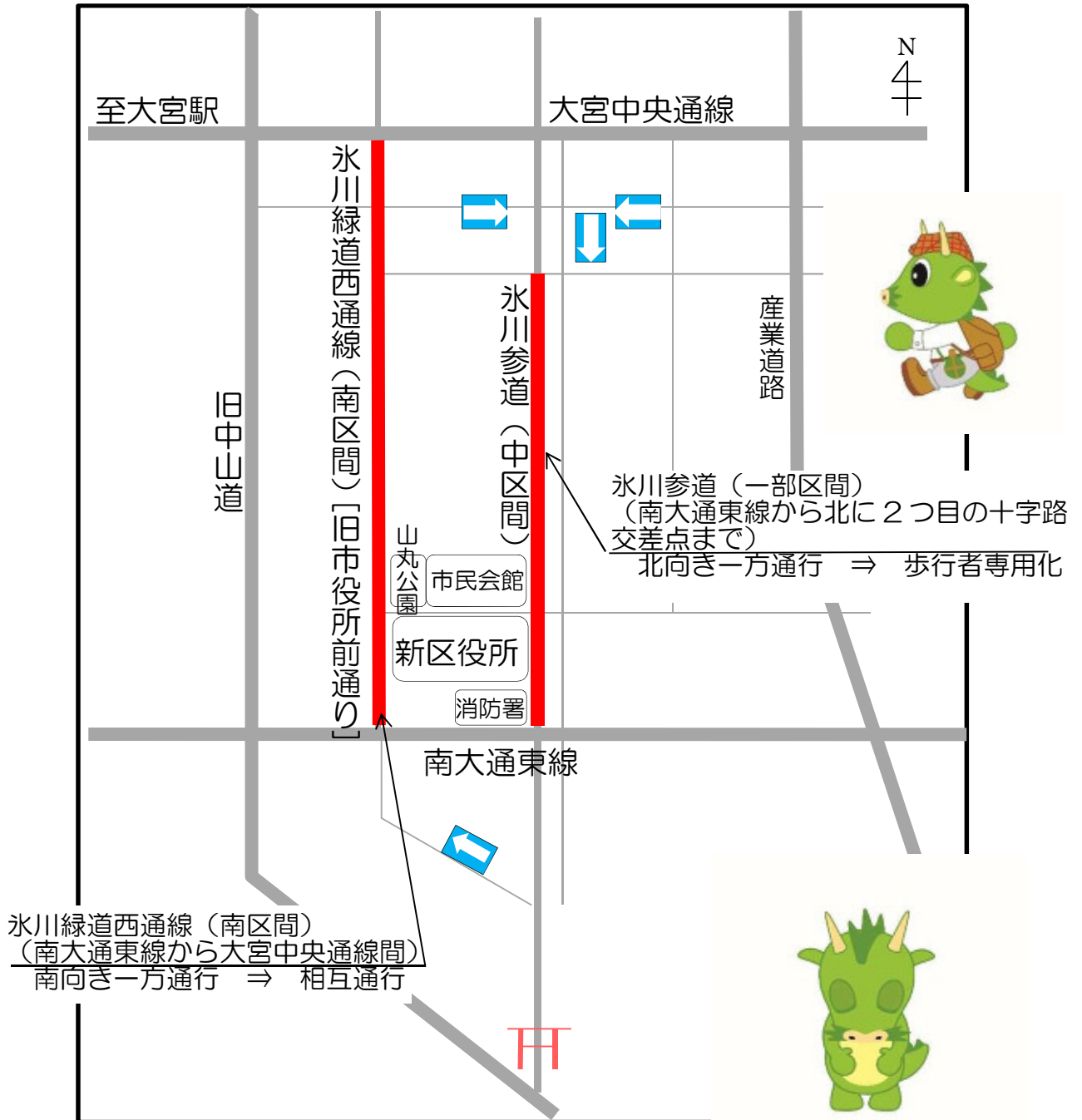
Q.氷川参道の歩行者専用化後、自転車は通行できますか。

A.はい、通行できます。細心の注意を払ってご通行ください。

※ 歩行者専用化区間においては、参道並木の維持管理や、商品の搬入など、やむを得ず自動車などで進入しなければならない場合は、あらかじめ大宮警察署への許可申請が必要です。申請後、許可証を取得しましたら、許可証持参の上、さいたま市氷川参道対策室までお越しください。バリケードのカギをお貸しいたします。

なお、歩行者専用化の交通規制から軽車両は除かれますので、山車や自転車などは許可証なしで通行が可能です。

【参考】交通規制変更路線案内図



まとめ

氷川参道（中区間）の歩行者専用化に向け、現在工事を進めています。
ご迷惑をおかけしますがご協力の程よろしくお願いいたします。

▼▼▼さいたま市ホームページで検討協議会の資料や議事要旨を公開しています。▼▼▼

トップページ>市政情報>情報公開の総合的な推進
>情報提供>付属機関及び協議会等>付属機関及び協議会等の開催結果
>都市局>氷川参道歩行者専用化検討協議会について

歩行者専用化

検索

【発行元】さいたま市 都市局 都心整備部 氷川参道対策室（大宮区役所東館2階）



さいたま市

電話番号 048-646-3122

FAX 048-646-3123

Email hikawasando-taisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市
PRキャラクター
つなぐ電メウ

